

○大府市先天性代謝異常者に対する食事療養費に係る助成金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛知県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱に指定されている20歳未満の先天性代謝異常者（以下「代謝異常者」という。）に対し、その治療のために特別に必要となる食事療養費を保護者に助成することにより、代謝異常者の福祉の向上及び患者家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 助成金の支給の対象となる者は、本市の区域内に住所を有し、代謝異常者を現に扶養している者とする。

（助成金の額）

第3条 助成金は、代謝異常者がその治療に必要な食事療養に要した費用のうち、小児慢性特定疾病医療支援対象外の経費の2分の1以内とする。ただし、この額が年額で240,000円を超えるときは、240,000円とする。

2 前項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（支給の申請）

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、先天性代謝異常者助成金支給申請書（別記様式）に食事療養に要した費用の領収書その他市長が認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（不正利得の返還）

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（報告）

第6条 市長は、助成金の支給に関し必要であると認めるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。